

雇用の維持を図る事業主を支援します 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向によって労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

コロナで踊る 社労士「狂騒曲」

コロナ禍で雇用調整助成金の申請と受給が爆発的に伸び、空前のバブルの恩恵を受けたのが社会保険労務士だ。しかしそれは、容赦ない淘汰時代の幕開けにもなりそうだ。

PIXTA

社労士が沸いた雇調金バブルは終焉へ 企業の人員整理が「次のヤマ」

コロナ禍で雇用調整助成金の申請件数が急増。社会保険労務士は多額の代行手数料を手にしたが、バブルはいずれ終焉するの
が世の常だ。既に業界の関心は「次のヤマ」に移りつつある。

会

社員が仕事をしながら勉強して、合格できる唯一の士業――。

開業25年のあるベテラン社会保険労務士は、自らの国家資格について、自虐気味にこう表現する。

実際、弁護士や税理士、公認会計士などを含めた「十士業」の中で、社労士試験は「最も簡単」だと多くの社労士が認める。試験が通りやすいこともあって、社労士の序列は「十士業の中で一番下」(前出のベテラン社労士)だ。

ところが今、この序列に変化が出そうな猛烈な追い風が社労士業界に吹いている。その正体は、雇用調整助成金(雇調金)だ。

コロナ禍による経済低迷から雇用を守ろうと、政府が受給要件の緩和や手続きの簡素化に踏み切ったことで、申請件数が激増。まさに「雇調金バブル」が起き、長年固定されていた序列にまで変化が出そうな勢いなのだ。

バブルの始まりは、一本の電話

からだった。

2020年5月2日朝、SATOグループの佐藤良雄CEOの携帯電話が鳴った。佐藤CEOは、傘下に業界最大規模のSATO社会保険労務士法人やSATO行政書士法人を抱える、一大士業グループを率いている。

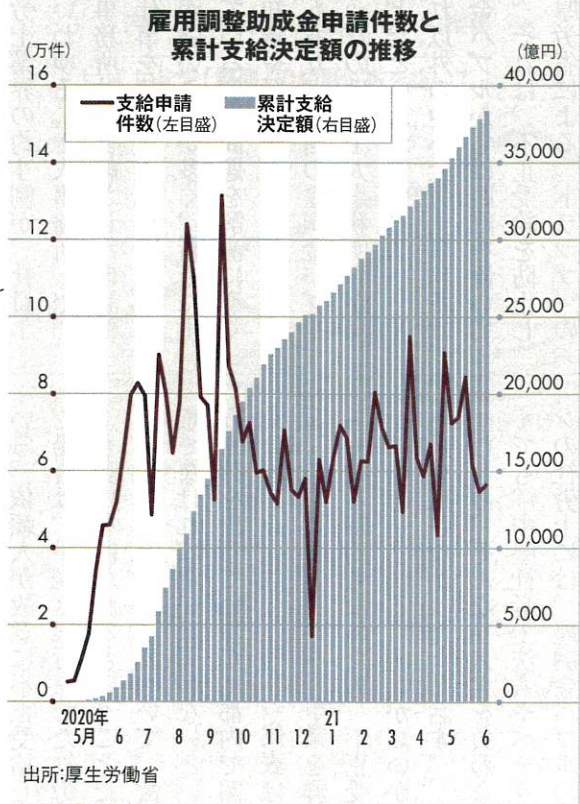
「雇調金の要件を緩和したい。だが事務方が要件緩和の案を出してこない。悪いが今日中に緩和案を出してくれないか」

電話の主は加藤勝信・厚生労働大臣(当時、現在は官房長官)だった。4月7日から始まっていた緊急事態宣言で日本経済は日に日に衰弱しており、政府の焦燥はピークに達していたのだらう。

助成金申請の手続き代行は、社会保険労務士法で定められた独占業務の一つだ。「ここで働かずして、いつ働くのか」。佐藤CEOは午後3時までに案を出すと即答し、電話を切った。

その日は土曜日だったが、佐藤

バブル絶頂は20年夏



CEOはすぐに幹部をオフィスに招集。要件緩和や手続き書類の簡素化について協議し、午後4時に加藤大臣へ緩和案を提出した。受け取った政府の動きも速かった。約2週間後の5月19日、政府はSATOグループの案をベースに、支給要件緩和と手続きの簡素化を決定した。

その後、申請件数は急増。9月26日からの1週間には、申請件数が13万件に達する、雇調金バブルの号砲が鳴った瞬間だった。

21年6月末時点で、累計の支給金額は3兆8000億円を突破。例年、数十億円であることを考えると、その勢いはすさまじい。思わぬ形でバブル創出の瞬間に

立ち会ったSATOグループは、北海道の札幌と東京・飯田橋に「SATO助成金センター」を開設。佐藤CEOは「これまで100億円以上の受給をサポートした。おそらく日本で最も多く助成金申請の代行をした」と自負する。

申請代行による報酬は、受給額の20%が相場だ。SATOグループの20年度が史上最高益となったことは言うまでもない。

一方で、緊急事態にもかかわらず厚生労働省が要件緩和などに二の足を踏んだのは、無理もないところもある。

雇調金の支給要件緩和は、08年のリーマンショックや11年の東日本大震災の際にも行われた。ここ

ろがそれには不正が横行するという副作用があった。雇調金は基本的に、申請書類に不備がなければ支給される。そうした特性もあり、東京商工リサーチによれば、東日本大震災の際には570件107億円の不正があったという。

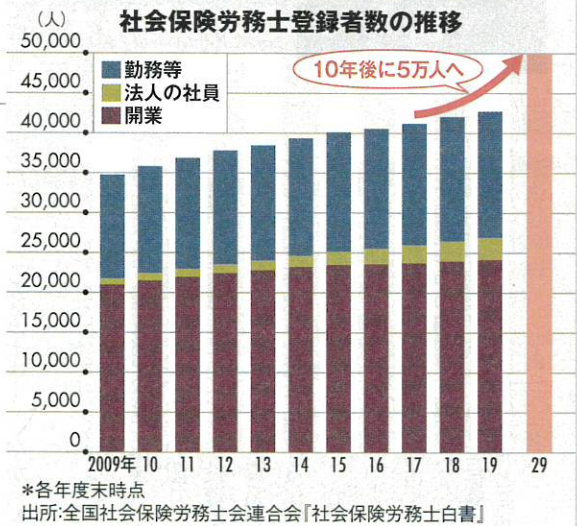
今回のコロナ禍でも、すでに44件、2億7000万円（21年4月時点）の不正が発覚。中には、西武ホールディングス傘下の西武ハイヤーのように、受給した助成金を従業員に全て渡さずに、特別利益に計上したという事例も発生している。

バブル終焉後は コロナ禍関連の 労務相談が増える

空前のバブルとなったわけだが、国内4万人超の社労士全員が「踊った」わけではない。

社労士のメインとなる業務は、労働保険や健康保険などの書類の作成や申請手続きの代行で、独占

今後10年で5万人へ!?

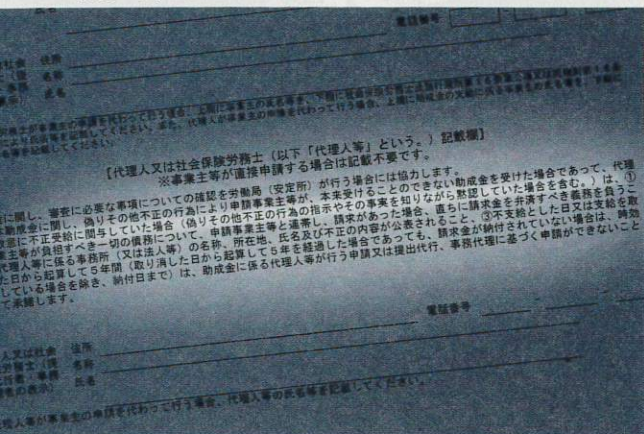


業務として定められている。これに加えて、就業規則の作成や改定、それに関する相談などを担う。

こうした需要はいつの時代にも一定程度存在するが、ここ数年はセクハラやパワハラ、マタハラなど、水面下にあった労働問題が次々に表面化。こうした問題に対処する需要が増加していた。

『会社を救うプロ士業 会社を潰すダメ士業』の著者で、特定行政書士の横須賀輝尚氏は「社労士の仕事は今後いくらかでも増える。社労士は今、最も有望な士業だ」と断言する。すでに追い風が吹いていたところに、雇調金バブルが加わったというのが、今の社労士業界の実情だ。

故意でなければ責任は問われたいといえ、多くの社労士はこの一文を見て雇調金申請代行の引き受けをためらった



社労士業界の約4割が、社員1人のいわゆる「1人事務所」だ。1人事務所は、依頼された申請代行の仕事を受け負う「受け身」の姿勢が強いことが多く、新たに生まれてくる労働問題を解決に導く深い知識や経験が乏しい。そんな事情もあり、今回の雇調金バブルに乗ったのは、「1人事務所」がほとんどだといわれている。

それ以外の中小社労士事務所は、雇調金バブルからは距離を置いていた。それは、不正受給を防止したい厚労省による「トラップ」の存在によるところも大きい。

厚労省は手続き書類の中に、不正があつた場合の連帯債務について、社労士が一筆書く欄を設けて

いる。依頼人が故意に不正受給した場合は、手続き代行をした社労士も責任を問われるということだ。厚労省は連帯債務について、故意でなければ責任は問わないという方針を出しているが、都内で開業する中堅社労士法人の代表は「コロナ禍では依頼人の事業を詳しく知る時間もないため、不正受給に巻き込まれる可能性が高いから手を出さなかった」と話す。

むしろ、そんなリスクを負わなくても、中堅社労士法人やベテランの社労士には、雇調金バブルの「次のヤマ」が見えている。コロナ禍による経済低迷が長引く中で、人員整理に踏み切らざるを得ない企業の続出は間違いなく、それに伴って雇用に関する相談やトラブルがさらに増えることは確実だ。

社労士の今後について、労務関係のトラブル解決やコンサルティングを強みにする竹内社労士事務所の竹内睦代表は、「もはや手続きの代行は社労士の専門性にはならない」と断言する。

雇調金バブルの終焉が見えている今、社労士業界は不正受給にのみ込まれた社労士の退場、企業の人員整理に伴って生まれる労務トラブルなどの新たな需要の急増などにより、業界内外の序列を大きく変える激動の時代へ突入する。

Interview

規模を追い「良いものを安く」大企業向けサービスで業界首位

佐藤良雄 ● SATOグループCEO



社会保険労務士業界のバブルはこれで終わり。助成金は、通常のレベルに落ち着くと思います。昨年はすごく多かつた年。これがそのまま続くなんで、あり得ないです。

規模を追求してきた経営手法は土業の世界では珍しいのかもしれない。ですが、事業規模が小さいと、できる範囲は限られますよね。事業規模を大きくしないと、サービスの提供範囲も投資も限られる。

「良いものを安く」という原則があつて、私はその原則に従って経営しているだけ。

土業の世界ではみんな「良いものを高く」というのが原則なんです。私はそれとは違う。顧客サービスに関する考え方が、根本的に違うのだと思います。

私は社労士法改正で事務所設立に関する規制が緩和されたその日に、東京にも事務所を出しました。東京でまた一から始めようと思ったときに、勝てるマーケットはどこかを考えました。東京には当然、社労士法人はたくさんありますから。そこで、出した答えが大企業でした。

当時、大企業の大規模な手続き業務を引き受けられる社労士法人は存在しませんでした。大企業の求める事業継続性やセキュリティ体制を満たしている社労士法人がなかったのです。

「良いものを安く」を実現しようと思つたら、量を多くやらなきゃいけない。事務所を拡大しない限り、安くはできません。一つ一つ投資をして体制を整え、今の大手外資系企業や日本企業から仕事を頂ける体制になりました。

(談)

さとう・よしお / 1953年札幌市生まれ。大学在学中の20歳で札幌市にて行政書士事務所を開業。SATO社会保険労務士法人は2003年の規制緩和と同時に法人化。